

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

隠岐の島町長 池田高世偉

市町村名 (市町村コード)	隠岐の島町 (325287)	
地域名 (地域内農業集落名)	西郷⑪地区 (上・浜田・下元屋・上元屋)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月6日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区の品目は水稻が主体。用水を確保しにくい圃場ではソバや牧草を作付けしている。水量がないと下流で用水を確保できない。近年、地元耕作者の耕作面積の規模縮小が増えてきており、それに伴い休耕田が多数。地域外の耕作者の確保が課題。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当面は現在の耕作者が耕作を継続する。可能な限り中畔の撤去を進め、さらにスマート農業を活用して効率的な営農に努める。増加傾向にある休耕田を空家とセットにして外部から人を呼び込むなどの方策について今後も話し合いを継続して進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	85.00 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	44.57 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

中山間地域等直接支払制度対象農用地の区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
位置付けられた担い手を中心に農地集積を進める。圃場の条件を考慮しながら、集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
既に集約が進んでいる農地を中心に所有者と中畔撤去の交渉を進める。水路の状態が悪い箇所の整備については引き続き話し合いを進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
位置付けられた担い手への集積・集約化を中心としつつ、地元耕作者は可能な限り耕作を継続する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
一部圃場はグリーンサポートを活用した草刈りを行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ③中心農家への集積・集約化を進め作業の効率化やドローンによる直播などの普及。
 ⑨WCSの作付けについてもドローンによる直播などで実施・牧草に作付けにより粗飼料生産を確保する。